

堺市歩道橋ネーミングライツ・パートナー募集要項

1 事業の趣旨・目的

堺市土木部が管理する歩道橋を自主財源確保の観点から有効活用し、得られた収入を道路の維持管理等に活用することを目的として、歩道橋の通称名を命名する権利（命名権、ネーミングライツ）を付与する民間事業者（以下「パートナー」という。）を募集します。

事業の趣旨に賛同し、命名権料をご負担いただくパートナーは、対象となる歩道橋の桁部分に企業名、商品名等を入れた通称名を標示することができます。また、歩道橋の清掃美化活動により地域貢献の場としてご活用いただくことも可能です。

2 事業の対象施設

別表「対象歩道橋一覧」に記載の歩道橋とします。令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間を3ヵ月毎、4期の応募期間に分けて募集します。各期の募集期間終了時点で応募があった歩道橋は、審査のため、次の募集期間の対象歩道橋から除くものとします。第1期から第4期まで各期の募集期間に応募可能な歩道橋については各期の募集開始日に堺市ホームページ上で別表「対象歩道橋一覧」（募集期間：第1期から第4期）として公開します。また、対象歩道橋については施設の状況等により予告なく変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

3 募集の条件

(1) 応募資格

ネーミングライツ・パートナーになろうとする者は、堺市広告掲載要綱及び堺市広告掲載基準を遵守し、次の①～⑩の事項を満たす登記された法人、もしくはそれら複数の法人により構成されたグループに限ります。

- ① 堺市広告掲載基準第3条各号（風俗営業の業種、ギャンブルに関する業種、消費者金融に関する業種等）に該当しない法人
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により本市が一般競争入札に参加させないこととしている規定に該当しない法人
- ③ 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）に基づき、入札参加停止又は入札参加回避の措置を受けていない法人及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない法人
- ④ 堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）に基づき、入札参加除

外措置を受けていない法人

- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない法人（適用にあたっては、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に規定する措置要件を準用）
- ⑥ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続をしていない法人
- ⑦ 法人税、消費税、地方消費税及び市税を滞納していない法人
- ⑧ 過去に他の地方自治体等とネーミングライツ・パートナーとしての契約を締結し、契約期間満了前に契約解除（当該地方自治体等の事由による場合は除く。）となっていない法人
- ⑨ 次の各号に該当する者が役員となっていない法人
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 法律行為を行う能力を有しない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - エ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - オ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - カ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ⑩ 直近3期分の決算において債務超過がない法人（申込時点で3期を経過していない法人は応募できません。）

(2) グループで応募する場合は、次の事項に留意してください。

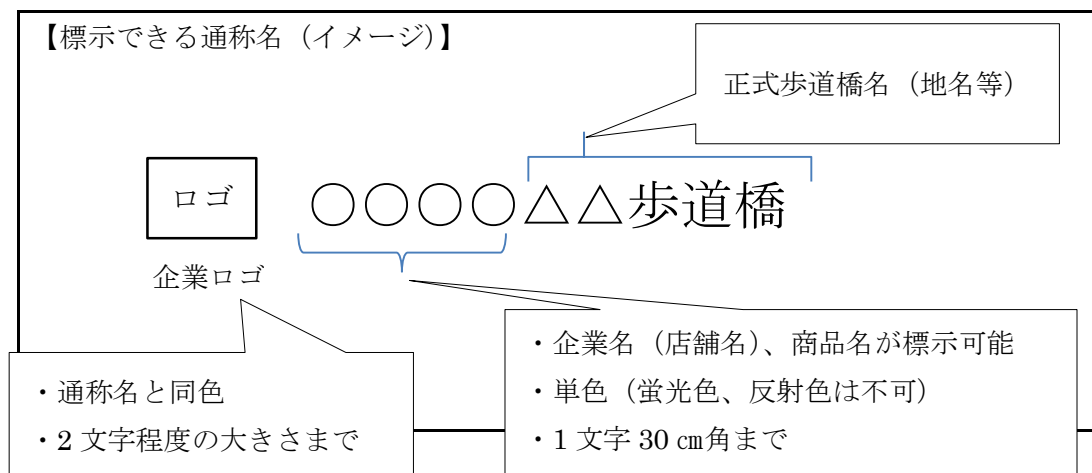
- ① グループを構成するすべての法人が前項の応募資格を有すること
- ② グループを代表する法人を定めること
- ③ 単独で提案した法人は、グループの構成員になることはできないこと
- ④ 複数のグループにおいて同時に構成員になることはできないこと
- ⑤ 申請書類提出後の代表する法人及びグループを構成する法人の変更は認めません

(3) 通称名及びその標示方法

通称名及びその標示に係る条件は次のとおりになります。

- ① 通称名としてつけることができるのは、パートナーの企業名（店舗名、企業ロゴも可）及び商品名等です。標語等メッセージを通称名に含めることはできません。ただし、企業名等の中に地域名称を含むなど地域が特定できる場合は地名等を省略する場合があります。

- ② 複数の法人で構成されるグループで応募された場合、提案できる通称名はグループ全体で同一のものに限ります。グループを構成する法人（以下「構成員」という。）毎に異なる通称名は提案できません。また、複数企業の名称が入った標示は不可とします。
- ③ 標示にあたっての文字の大きさは、1文字最大で30 cm角までとします。また、企業のロゴマークは2文字程度の大きさ（面積）まで可能とします。ロゴマークのみの標示は不可とします。ロゴマークは原則商標登録されたものとします。
- ④ 文字色・ロゴマークは同色かつ単色とします。ただし、蛍光色、反射性のある色は使用できません。また、背景色は透明又は歩道橋の標示面と同一色とします。



- ⑤ 通称名は、正式歩道橋名（地名等及び施設種別の「歩道橋」）を含むものとします。（例：「○○＋地名等＋歩道橋」、「地名等＋○○＋歩道橋」等。○○の部分をご提案してください。）
- ⑥ 最大で歩道橋桁面の両面へ標示することが可能です。各歩道橋の標示可能面は別紙「対象歩道橋一覧」を参考にしてください。標示は1方向1か所です。通称名の標示面積は、1か所につき3.5 m²までとします。
歩道橋の形状や信号・標識の添加状況等により、標示可能な位置が限られる場合があります。また、通称名の設置により信号・標識等を移動することはできません。
警察署との協議の結果、標示可能面が少なくなる場合があります。契約期間内に通称名の変更は原則としてできません。ただし、通称名変更の必要性について特段の理由がある場合は、この限りではありません。
- ⑦ 信号・交通標識等と誤認させるような通称名は標示できません。（例：進入禁止マーク、信号の絵、矢印、信号付近での信号色の使用など）
- ⑧ ドライバーの視線を不適切に誘導するもの（小さすぎるなど視認性に欠けるもの、

あるいは既存の標識等の標示と比べて著しく大きく目立ちすぎるものなど）は標示できません。

- ⑨ 一般的に企業名として認知され得ず、歩道橋の通称名に冠するには不適切なもの（意味不明の記号や判読できないマークの羅列など）は標示できません。
- ⑩ 飲酒運転、危険運転を推奨、連想させるようなもの（酒を連想させる図案、ドクロマークなど）は標示できません。
- ⑪ 標示方法は、歩道橋の桁の表面にシール貼り付けする方法を標準とします（ビス止めは不可）。
- ⑫ 歩道橋に、交通規制等の予定を周知するための横断幕を一時的に設置する場合があります。また、補修工事等により足場が設置される等、通称名の標示が見えなくなることがあります。その際の命名権料の還付はありません。

(4) 契約期間

契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日までとします。また特段の事情がない限り、契約締結日はネーミングライツ・パートナー決定通知書発送日の翌月末までの日とします。募集期間内に応募いただいた民間事業者（以下「応募者」という。）の提案内容を踏まえ、堺市とパートナーの協議により決定します。

なお、当該契約期間には通称名の標示及び撤去、原状回復に係る期間が含まれます。

また、契約期間が満了する 6 か月前までに契約更新の申し出があれば、提案額等を鑑み、5 年を限度に更新する場合があります。

なお、契約当事者の事情・違法行為等により、当該施設の通称名の維持が困難な場合には、契約を解除することがあります。

パートナーの事情・違法行為等による契約解除に伴う撤去及び原状回復に必要な費用は、パートナーの負担とします。

(5) 命名権料

応募者からの提案金額となります。なお、命名権料は標示面数に関係なく、1 橋あたり年額 30 万円（以下「最低命名権料」という。）以上（消費税及び地方消費税相当額は含まず、千円単位）とします。

命名権料には、消費税及び地方消費税相当額が加算されます。契約期間中に税率の変更があった場合は、改定後の税率により算定した額とします。初年度については、契約時期により、年額の提案金額を月割で算出します。

【例】提案金額 600,000 円（税抜）で令和 8 年 3 月 1 日に契約の場合

$600,000 \text{ 円} \times 1/12 \text{ 月（3 月分のみ）} = 50,000 \text{ 円（円未満がある場合は切捨て）}$

$50,000 \text{ 円} \times 1.1 = 55,000 \text{ 円（円未満がある場合は切捨て）}$

初年度命名権料（令和 7 年度は 3 月分のみ）は 55,000 円（税込）

※命名権料とは別に歩道橋への通称名の標示及び撤去、原状回復に係る費用が必要に

なりますのでご注意ください。

(6) 命名権料の納付

命名権料は、本市が通知する内容に基づき、納付期日までに納付するものとします。

なお、納付方法は、本市の請求に基づき、各年度分を当該年度の4月30日までに一括して納付していただくことを基本とします。契約初年度については契約締結より2週間以内を原則とします。なお、納付された命名権料は、原則還付しません。

(7) 通称名標示等にかかる諸経費の負担

歩道橋への通称名標示及び契約終了時の通称名撤去は、パートナーが道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認を受け、施工（※）していただくことになります。

別途、所轄の警察署への道路使用許可申請、堺市都市景観課への屋外広告物許可申請を行い、許可を得る必要があります。

申請に係る手数料や施工等の費用及び、通称名標示に係る維持修繕、撤去及び原状回復等の費用についても全てパートナーの負担とします。

（※）施工は、堺市に屋外広告業の登録（届出）をしている業者に依頼してください。

(8) 地域貢献の提案

パートナーとして、当該歩道橋及びその周辺の清掃美化活動による地域貢献の場として活用する提案をして頂くことも可能です。清掃活動による地域貢献活動の実績については堺市へご報告いただき、1年間、堺市ホームページに掲載させていただきます。

(9) その他

契約保証金として、提案された命名権料に消費税及び地方消費税相当額を含めた金額の100分の10以上の額を、納付する必要があります。ただし、堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第30条の2に該当する場合は免除する場合があります。

4 パートナーの選定方法

(1) 優先交渉権パートナー候補の選定

募集期間毎にパートナーの選定を行います。募集期間内に申請があった法人のうち、より高額な命名権料の提案をした法人を優先交渉権パートナー候補として選定します。

① 命名権料提案書の開封

ア 開封日時

	募集期間	命名権料提案書の開封日時
第1期	令和7年4月1日（火）～令和7年6月30日（月）	令和7年7月4日（金） 13時30分～
第2期	令和7年7月1日（火）～令和7年9月30日（火）	令和7年10月3日（金） 13時30分～

第3期	令和7年10月1日（水）～令和7年12月26日（金）	令和8年1月7日（水） 13時30分～
第4期	令和8年1月5日（月）～令和8年3月31日（火）	令和8年4月3日（金） 13時30分～

イ 場所 堺市役所高層館 12 階 南会議室

② 同一募集期間内に一つの歩道橋に複数の申請があった場合は、次の順に決定します。

本市が定める最低命名権料（年額、消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

以上で、最も高い命名権料を提案した者

③ 上記によっても決定しない場合は、くじ引きによる抽選を行います。詳細は次のとおりです。

ア 抽選日時

各募集期間いずれにおいても上記の命名権料提案書の開封後、その場で引き続き行います。

イ 抽選場所

堺市役所高層館 12 階 南会議室

ウ 抽選参加者

当該申請者もしくは当該申請者の委任を受けた者（委任状【様式 6】を要します）。

なお、抽選場所にいない者又はくじを引かない者があるときは、その者の代わりに本事務に関係のない本市職員がくじを引きます。

(2) 優先交渉権パートナーの決定

優先交渉権パートナー候補の応募資格・提案内容等について、堺市歩道橋ネーミングライツ・パートナー選定委員会（以下「選定委員会」という。）にて別に定める審査基準に基づき審査（以下「審査」という。）を行い、優先交渉権パートナーを決定します。一つの歩道橋に応募が1者の場合であっても審査を行います。

また、審査によりデザインの変更等の条件付き決定となる場合があります。結果については応募者全員に通知します。

この通知後は、優先交渉権パートナーの辞退はできません。また、優先交渉権パートナーからの申し出による通称名やデザイン等標示内容の変更もできませんので御注意下さい。

(3) 歩道橋への標示内容の決定

提案された通称名やデザイン等標示の詳細について、審査の結果を踏まえ、堺市が交通管理者等と協議をした後、選定委員会において決定します（提案内容により、信号・標識との位置関係から、標示箇所が2箇所から1箇所に減るなどの場合もあります）。

必要に応じて優先交渉権パートナーに対して再提案を求める場合があります。その場合、提案価格の変更は行いません。また、再度協議を行っても交通管理者との協議が成立しなかった場合は、優先交渉権パートナーの決定を取り消す場合がありますのでご了承ください。

① 優先交渉権パートナーの決定後、本市との協議により合意の可能性がないと本市が判断した場合やパートナーとして不適切な事由が認められたときは、優先交渉者との協議を打ち切り、次順位者との協議に入るものとします。

② 優先交渉権パートナーがその資格を失った場合、本市は一切の賠償責任を負いません。

(4) ネーミングライツ・パートナーの決定

交通管理者等との協議後、選定委員会でパートナーを決定し、パートナーが道路法第24条の承認、道路使用許可、屋外広告物の許可を受けた後、契約を締結し、命名権料を納付して頂きます。

なお、通称名の標示は契約締結・命名権料を納付した後となります。

正式にパートナーとして選定された民間事業者は、通称名、命名権料等を堺市ホームページで公表します。

(5) その他

広告代理業を営む法人等が応募者の委任を受け、代理で応募することも可能です（また、応募手続きのみを代行することも可能です）。この場合は、歩道橋ごとに具体的なパートナーとなる企業・団体等の提示が必要です。契約はパートナーと堺市の間で締結します。

5 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。また、優先交渉権パートナーが契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権パートナーの決定を取り消し、その者とは契約を締結しません。優先交渉権パートナーのうち、交通管理者との協議が成立しなかった場合等、やむを得ない事由を除き、優先交渉権パートナーの決定が取り消された者は、取り消し以後の当該年度の募集に応募することはできません。

- (1) 申請者が応募資格を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (3) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 著しく信義に反する行為があった場合

- (6) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (7) 1橋の歩道橋について2案以上の提案をした場合
- (8) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (9) 歩道橋の通称名の条件を満たさない場合
- (10) その他本市がふさわしくないと判断した者

6 応募方法

(1) 提出書類

下表の書類各1部を、申請先まで郵送もしくは持参により提出してください。複数の法人がグループを構成して申請する場合は、代表法人を定め、代表法人より申請の手続きを行ってください。この場合、下記の添付書類③～⑨までの書類はグループを構成するすべての法人について書類を提出するとともに、⑬「【様式8】グループ構成員によるグループ代表者への委任状」、⑭「【様式9】複数法人によるグループ構成一覧」を提出してください。

※申請書類提出後の代表する法人及びグループを構成する法人の変更は認めません。

提出書類の返却は行いません。提出書類に記載された事項は、本件に関する以外には一切使用しません。申し込みに要する費用は全て応募者の負担とします。

区分	必 要 書 類
①	歩道橋ネーミングライツ・パートナー申請書【様式1】 申請書その他提出書類に押印する印影は、法務局発行の印鑑証明書と同一でなければなりません。
②	命名権料提案書 【様式2-1】（単独の法人による応募の場合） 【様式2-2】（複数の法人で構成されるグループによる応募の場合） 本市が定める最低命名権料（年額、消費税及び地方消費税相当額は含まない。）以上の命名権料を提案してください。複数の法人で構成されるグループによる応募の場合は、年間命名権料（税別）はグループとして提案する金額としてください。 「命名権料提案書」は、単独の法人による応募の場合は、「【様式2-1】命名権提案書（単独の法人による応募の場合）」、複数の法人で構成されるグループによる応募の場合は、「【様式2-2】命名権提案書（複数の法人で構成されるグループによる応募の場合）」により作成してください。また、<u>「命名権料提案書」は封書に入れ、封筒の継ぎ目に封印をして提出してください。</u>
③	誓約書【様式3】 役員欄には、履歴（現在）事項全部証明書に記載されている役員を全員記入してください。ただし、監査法人は除きます。また、住所欄は役員各々の

	住民登録地（住民票記載の住所）を記入してください。
④	法人概要【様式 4】 企業理念（経営方針）、C S R への取組み、事業経歴、設立年月日、資本金（出資総額）、事業内容（事業種目、事業所・所在地及び従業員数、主な取引先・広告実績等）を記入してください。パンフレット可。
⑤	同意書【様式 5】 市税には、個人市民税（特別徴収を含む）、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税、市たばこ税又は入湯税があります。
⑥	履歴（現在）事項全部証明書 書類提出時点で発行後 3 カ月以内のものに限ります。
⑦	印鑑証明書 書類提出時点で発行後 3 カ月以内のものに限ります。
⑧	国税の納税証明書（その 3 の 3） 「法人税」、「消費税及び地方消費税」の未納額がないことの証明用です。書類提出時点で発行後1カ月以内のものに限ります。 国税の納税証明書の公布請求手続きについては、最寄り税務署にお問い合わせください。国税庁のホームページのURL⇒ (https://www.nta.go.jp/) 国税の納税証明書の交付請求の際は、必ず「その 3 の 3」を請求してください。（「その 3」は不可。）なお、法人税等を分納している場合は納税証明書が交付されないため、応募の資格を満たさなくなりますので、ご注意ください。
⑨	損益計算書・貸借対照表 応募時点の直近3期分を提出してください。
⑩	通称名の標示図案（様式は任意） 通称名及びその標示に係る条件を満たしているか確認ができるよう、通称名を貼り付けするシールの標示サイズや文字サイズ及び背景色、文字色等を記入してください。
⑪	委任状【様式 6】 広告代理業を営む法人等が、パートナーの委任を受ける場合に必要。
⑫	地域貢献に関する今後の活動計画【様式 7】 計画があれば提出してください。
⑬	グループ構成員によるグループ代表者への委任状【様式 8】 複数の法人がグループを構成して申請する場合は、提出が必要です。

⑭	複数法人によるグループ構成一覧【様式 9】 複数の法人がグループを構成して申請する場合は、提出が必要です。グループを構成する法人について一覧を作成してください。 <u>単独の法人による応募の場合は、提出不要です。</u>
---	--

様式は堺市ホームページでダウンロードできます。また、提出書類は、堺市情報公開条例に基づき公開することがあります。

(2) 申請先

堺市 建設局 土木部 路政課 企画調整係

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 高層館 18 階

※郵送もしくは直接持参してください。持参の場合は、土曜日・日曜日及び祝日並びに令和 7 年 12 月 27 日から翌年 1 月 4 日までを除く、午前 9 時から正午、午後 0 時 45 分から午後 5 時 30 分までの間受け付けます。郵送の場合は、各募集期間の最終日必着とします。郵送による応募を受け付けた場合は、申込者へ電話又はメールで確認のご連絡をいたします。応募から 1 週間以上経過しても連絡が無い場合は、お手数ですが 13 ページの「9 問い合わせ先」に記載の連絡先までお問い合わせください。

(3) 募集期間

	募集期間	4 期に分けて募集します。各期の募集期間を過ぎたお申込みは翌期の受け付けとします。ただし第 4 期の募集期間を過ぎたお申込みは受け付けできません。また、審査により募集の対象歩道橋から除かれた歩道橋のお申込みは受け付けできません。
第 1 期	令和 7 年 4 月 1 日（火）～令和 7 年 6 月 30 日（月）	
第 2 期	令和 7 年 7 月 1 日（火）～令和 7 年 9 月 30 日（火）	
第 3 期	令和 7 年 10 月 1 日（水）～令和 7 年 12 月 26 日（金）	
第 4 期	令和 8 年 1 月 5 日（月）～令和 8 年 3 月 31 日（火）	

7 質疑・回答

本件に関する質問は、質問書【様式 10】を使用又は参照し、FAX 又は電子メールにより、送信するとともに送信の旨を連絡してください。

直接持参による提出でも受け付けますが、必ず電子データを併せて提出してください。なお、口頭による質問には応じられませんのでご了承ください。募集期間毎に設定している質疑の締切日までに質問書【様式 10】を送信願います。募集期間毎に設定している質疑の回答

日までに法人名等を除き、質問と回答を市のホームページで公開します。なお、質問に対する回答は、数回に分けて掲載する場合がありますので、随時、御確認ください。

	募集期間	質疑の締切日	質疑の回答日
第1期	令和7年4月1日(火)～ 令和7年6月30日(月)	令和7年6月2日(月)	令和7年6月16日(月)
第2期	令和7年7月1日(火)～ 令和7年9月30日(火)	令和7年9月1日(月)	令和7年9月16日(火)
第3期	令和7年10月1日(水) ～令和7年12月26日(金)	令和7年12月1日(月)	令和7年12月15日(月)
第4期	令和8年1月5日(月)～ 令和8年3月31日(火)	令和8年3月2日(月)	令和8年3月16日(月)

8 スケジュール

(募集期間：第1期)

公募開始日	令和7年4月1日(火)
質疑締切日	令和7年6月2日(月)
質疑回答日	令和7年6月16日(月)
申請締切日	令和7年6月30日(月)
命名権料開封日	令和7年7月4日(金)
資格・提案内容の審査	令和7年7月上旬～8月上旬(予定)
優先交渉権パートナー決定の通知	令和7年8月中(予定)
交通管理者等との協議(P6参照)	令和7年9月中(予定)
ネーミングライツ・パートナーの決定	令和7年9月～10月(予定)
道路法24条申請・道路使用許可・屋外広告物の許可の後、契約締結・命名権料納付(契約を締結し命名権料を納付した後は、歩道橋に通称名を標示することが可能です)	令和7年10月～令和7年11月(予定)

(募集期間：第2期)

公募開始日	令和7年7月1日(火)
質疑締切日	令和7年9月1日(月)
質疑回答日	令和7年9月16日(火)
申請締切日	令和7年9月30日(火)
命名権料開封日	令和7年10月3日(金)

資格・提案内容の審査	令和7年10月上旬～11月上旬（予定）
優先交渉権パートナー決定の通知	令和7年11月中（予定）
交通管理者等との協議（P6 参照）	令和7年12月中（予定）
ネーミングライツ・パートナーの決定	令和7年12月中（予定）
道路法 24 条申請・道路使用許可・屋外広告物の許可の後、契約締結・命名権料納付（契約を締結し命名権料を納付した後は、歩道橋に通称名を標示することが可能です）	令和8年1月中（予定）

（募集期間：第3期）

公募開始日	令和7年10月1日（水）
質疑締切日	令和7年12月1日（月）
質疑回答日	令和7年12月15日（月）
申請締切日	令和7年12月26日（金）
命名権料開封日	令和8年1月7日（水）
資格・提案内容の審査	令和8年1月中旬～2月中旬（予定）
優先交渉権パートナー決定の通知	令和8年2月中（予定）
交通管理者等との協議（P6 参照）	令和8年3月中（予定）
ネーミングライツ・パートナーの決定	令和8年3月～4月（予定）
道路法 24 条申請・道路使用許可・屋外広告物の許可の後、契約締結・命名権料納付（契約を締結し命名権料を納付した後は、歩道橋に通称名を標示することが可能です）	令和8年4月中（予定）

（募集期間：第4期）

公募開始日	令和8年1月5日（月）
質疑締切日	令和8年3月2日（月）
質疑回答日	令和8年3月16日（月）
申請締切日	令和8年3月31日（火）
命名権料開封日	令和8年4月3日（金）
資格・提案内容の審査	令和8年4月下旬～5月中旬（予定）
優先交渉権パートナー決定の通知	令和8年5月中（予定）
交通管理者等との協議（P6 参照）	令和8年6月中（予定）
ネーミングライツ・パートナーの決定	令和8年6月中（予定）

道路法 24 条申請・道路使用許可・屋外広告物の許可の後、契約締結・命名権料納付（契約を締結し命名権料を納付した後は、歩道橋に通称名を標示することが可能です）	令和 8 年 6 月下旬～7 月上旬（予定）
---	------------------------

9 問い合わせ先

堺市 建設局 土木部 路政課 企画調整係

電話：072-228-7417 F A X：072-228-8865

E-mail：rosei@city.sakai.lg.jp